

## 病児・病後児保育事業のご案内

荒川区では、保育園等に在籍するお子さんが、病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気回復期のため保育園等にはまだ登園できないときに、一時的にお子さんをお預かりする「病児・病後児保育事業」を実施しています。

### 1 実施施設

施設名	所在地	電話番号
上智厚生館保育園「コスモス室」 （病児・病後児）	町屋 4 - 9 - 10	3892 - 4518（直通）
		3892 - 4511（内線 318）
おひさま保育園「ひまわりぐみ」 （病後児のみ）	南千住 4 - 3 - 2	5615 - 3088
至誠会第二保育園「桂の木保育室」 （病後児のみ）	東尾久 5 - 34 - 6	3894 - 8848

### 2 対象者 次の と の両方を満たす場合に限りです。

荒川区に住んでおり、幼稚園、保育園（認証保育所・家庭福祉員・定期利用保育・認可外保育所を含む）、認定こども園に通う満 1 歳以上のお子さん

病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にあるお子さん

他のお子さんに感染させるおそれがある場合は利用できません。

### 3 利用に当たって

利用定員と利用時間（日数）

- ・定員 各施設 4 人（1 日）
- ・月曜日～土曜日（国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始を除く）の、9 時から 17 時まで
- ・原則として、1 回につき連続して 7 日間を限度とします。

利用料金（利用当日、実施施設に直接お支払いください。）

1 日につき保育料 2,000 円、他に給食費（昼食・おやつ・ミルク等）300 円

区民税非課税世帯及び生活保護世帯は、保育料は無料です。

保育料無償化の対象事業であり、以下の条件を満たすお子さんが対象です。

- ・ 0～2 歳児：住民税非課税世帯かつ保育の必要性の認定
- ・ 3～5 歳児：保育の必要性の認定

（ただし認可保育園に在園しているお子さんは対象外です。幼稚園に在園しているお子さんも原則対象外となりますが、詳細はお問い合わせ下さい。）

必要用紙の入手

**登録申請書、利用申込書、医師連絡票**を保育園または荒川区役所保育課で入手してください。

（あらかわ子育て応援サイトからダウンロードできます。）

登録

原則として事前登録が必要です。**登録申請書**に必要事項を記入の上、荒川区役所保育課またはお子さんが通っている保育園に提出してください。

利用予約

原則として利用前日までに、実施施設に直接電話予約をしてください。

医師の診断

かかりつけ医師の診断を受け、**医師連絡票**に記入してもらいます。

利用当日の必要書類等

利用申込書、医師連絡票、健康保険証のコピー、乳幼児医療証またはひとり親医療証のコピー、母子健康手帳等

利用当日に持参するもの（タオル、パジャマ等）については、実施施設にお問い合わせください。

その他

保育中にお子さんの体調が変化したときは、施設の囑託医師と相談の上、対応します。

問合せ 保育課保育管理係

電話 03 - 3802 - 3111 内線 3844・3828